

# 寄宿舎を充実し 子どもたちの教育保障を

●特別支援学校の寄宿舎の充実と改善に関する陳情  
(提出者：東京都寄宿舎連絡会) への質疑

日本共産党東京都議会議員団 **とや英津子**

(2020年2月14日 都議会文教委員会)

3人に1人は希望通りに宿泊できない  
週の平均宿泊日数は2日程度

○とや委員 寄宿舎の問題です。

特別支援学校の寄宿舎の充実と改善に関する陳情についてです。

寄宿舎の問題については、先ほど来、何名かの方々がお話、意見、質疑がありました。大事なところなので、若干重なりますが、質問させていただきます。

寄宿舎の指導員の配置の改善や島しょからの生徒への配慮などについては、昨年十一月、私、事務事業質疑でも質問させていただきました。本日はそれを踏まえながら質問したいと思います。

まず、寄宿舎指導員の配置基準について伺います。十一月の質問では、寄宿舎を利用している子供たちのうち、希望どおりの日数を宿泊できているのは六七・八%にすぎないと、三人に一人は希望どおりには宿泊できないことがわかりました。

また、寄宿舎は、月曜日に自宅から来て金曜日に自宅に帰れば四日間宿泊することになるわけですが、全寮制の病弱部門を持つ光明学園を除けば、平均宿泊日数は一・四日から二・七日と、大体二日程度しか泊まれないことも明らかになりました。校長先生に、人手が足りないので日数を調整させ

てほしいといわれた方、また、寄宿舎に泊まらない日は一時間目の授業に間に合わないという方もいらっしゃると思います。先ほど九十分という方がいらっしゃいましたよね。

私も以前、寄宿舎を拝見させていただきましたが、施設が足りないわけではありません。施設の容量はあって、四人部屋を二人で使っていると、あるいは、さらに使われていない部屋があるくらいなのに、大体二日程度しか泊まれないわけです。希望どおりには泊まれない方がいらっしゃいます。指導員が足りないのは明らかです。

定数通りの配置の場合、

1日に泊まれる指導員は4人

まず伺いますが、現在、各寄宿舎の指導員の定数はそれぞれ何人ですか。実際には何人の指導員が配置されているのかお答えください。

○浅野人事部長 今年度の都立特別支援学校の寄宿舎指導員の定数と令和二年二月一日時点の実員数については、文京盲学校が定数十二人に対し実員数十六人、葛飾盲学校が定数十二人に対し実員数十三人、久我山青光学園が定数十二人に対し実員数十五人、八王子盲学校が定数十四人に対し実員数十八人、光明学園が定数十二人に対し実員数十四人ととなっております。

○とや委員 定数は舍生六十人までは一律十二人

ですから、どの寄宿舎も十二人だと。一方、実員は、定員より一人から四人上回った人数が配置されています。

しかし、これは、この間の寄宿舎を廃止してきた経緯によるものであり、廃止された寄宿舎に配置されていた指導員が残っている寄宿舎に配置されるということですので。つまり、定年退職などしてしまえば減ってしまう配置となっています。

定数どおりの配置の場合、一日に泊まれる指導員の数は何人なのか伺います。

○浅野人事部長 現在、全ての寄宿舎において宿泊している指導員は、一日当たり四人から七人です。仮に定数どおりの指導員の配置とした場合についても、一日当たり四人以上の指導員が宿泊することは可能と考えております。

なお、指導員に加えて、特別支援学校の教員一人が舎監として宿泊しており、教職員全体では五人以上が宿泊することになります。

○とや委員 定数どおりの場合は四人だと。現状でも四人から七人が宿泊しているとのことですか。

しかし、そもそもこの国基準は、単一障害、例えば盲学校なら視覚障害だけで、他の身体障害や知的障害のない児童生徒が多かった時代につくられたものです。現在の特別支援学校のように、重度重複の子供たちがふえている、たくさんいることは想定

都立八王子高等学校の寄宿舎の拡大読書器(ラウンジ)



されていないといわれております。

舎生全員が同じ日に宿泊することは

「可能」というが、本当か

そこで伺いたいんですが、その人数で現在の特別支援学校の生徒六十人が宿泊することは可能なのかどうか、また現在の舎生全員、六十人より少ない人数ですが、全員が同じ日に宿泊することは可能ですか。

○高木特別支援教育推進担当部長 寄宿舎指導員は、各寄宿舎の収容定員に応じて配置することとしており、各寄宿舎におきましては、寄宿舎指導員に対して適切な勤務時間を割り振ることにより、収容定員の人数の児童生徒が宿泊することは可能であ

ると考えます。

また、現在、寄宿舎に入舎している児童生徒の人数は、最も多い寄宿舎でも三十五人程度であり、各寄宿舎におきまして入舎している児童生徒全員が同じ日に宿泊することは可能であると考えます。

○とや委員 同じ日に宿泊することは可能かどうかということですが、本当にそうなんでしょうかかといいたくなるんですね。

全員が同じ日に泊まっている実績なし

実際に、では、舎生、子供たちが全員同じ日に泊まっている実績はありますか。

○高木特別支援教育推進担当部長 先ほど申し上げました三十五人が定員の宿舎に關しまして、入舎している児童生徒が同じ日に宿泊したということとはございません。

○とや委員 例えば文京盲学校では、三十数名の舎生のうち重度重複障害学級の子供たちは十二人います。その子供たちが全員同じ日に宿泊したら、四人の指導員で対応できるのかどうか。重度重複障害の子供には指導員がマンツーマンに近い形で対応する必要があります。どうですか。

重度重複障害の学級の子供たちだけでも十二人いるのに、全員が同じ日に泊まったら対応できるわけがないんですね。だから、実態としてないんです

よ。

そこで伺っておきたいんですが、十二人の重度重複障害学級の子供を含む三十数人の児童生徒に四人の指導員では対応できないことは明らかだと思いますが、いかがですか。

○高木特別支援教育推進担当部長 寄宿舎指導員は、各寄宿舎の収容定員に応じて配置することとしており、各寄宿舎におきましては、寄宿舎指導員に対して勤務時間を適切に割り振ることにより、収容定員の人数の児童生徒が宿泊することは可能と考えます。

○とや委員 四人で、重度重複障害の子どもが十二人もいて、三十人全員が泊まったら、どうやって全員の子供たちに目が行き届くんですか。本当にそれは詭弁だといわざるを得ないですね。宿泊日数が子供の側の事情だけで決められているわけではなくて、定数の不足があることは明らかです。ぜひそこを直視していただきたいと思います。

### 肢体不自由は2対1の配置基準

### 重度重複障害には人手が必要なことは明白

その重度重複障害に対応した寄宿舎の指導員の配置についてです。

肢体不自由特別支援学校、具体的には光明学園の肢体不自由部門ですが、この寄宿舎の場合は、都独

自に重度重複障害のある児童生徒に対応して、生徒二人につき指導員一人の配置基準があると伺っています。

ところが、知的障害や盲、ろうの場合は、重度重複障害の場合の基準がありません。なぜなのか伺います。

○浅野人事部長 都教育委員会では、肢体不自由特別支援学校について、重度重複学級に在籍する児童生徒の割合が高いことから、重度重複障害のある児童生徒の入舎が多い場合でも円滑に寄宿舎の運営ができるよう、独自の基準を定めております。

○とや委員 肢体不自由の特別支援学校は、重度重複学級に在籍する生徒の割合が高いと。独自の基準を定めているということですか。

ということは、やっぱり重度重複障害のある子供の場合は、より多くの人員が必要だという認識でよろしいでしょうか。

○浅野人事部長 令和元年度時点でのデータでございますけれども、肢体不自由特別支援学校の重度重複学級率は、他の障害種別よりも高いというふうなデータがございます。肢体不自由特別支援学校では、重度重複障害のある児童生徒の割合が高いという現状がございます。そういったものを背景とした配置基準でございます。

○とや委員 いや、基準を聞いているんですよ。学

校にたくさんいるからとかそういうことではなくて、ちゃんとお答えいただきたいんですけれども、肢体不自由の子供が重複学級に在籍する生徒の割合が高いということで基準を定めているということとを、今同じようなことをおっしゃいましたが、重度重複障害のある子供の場合は、より多くの人員が必要だという認識があるから基準を定めているんじゃないでしょうか。もう一度お答えください。



都立光明学園を視察する河野ゆりえ、池川友一の各都議（とや英津子都議撮影・2017.9.19）

のある児童生徒の割合が高いことから、都独自の基準として、肢体不自由では別の基準を設けていただきます。

○とや委員 やっぱり重度の障害のある子供の場合は、より多くの人員が必要なんですよ。だからちやんと基準を設けているんですよ。

### 他の障害種でも重度重複障害の場合の指導員配置基準が必要

そして、実際には、知的や盲学校の寄宿舎にも重度重複学級に在籍する子供たちがたくさん入舎しています。

私、十一月に質問したときにお答えいただいたんですが、文京盲学校は三七・五%、葛飾盲は三五・七%、久我山青光は三四・三%、八王子盲は一四・三%です。これらの障害種の寄宿舎にも重度重複障害を持っている寄宿舎生に応じた配置基準が必要だと思いますが、いかがでしょうか。

○浅野人事部長 都教育委員会では、国の標準法を踏まえた都の配置基準によりまして寄宿舎指導員を配置してございます。

寄宿舎指導員の配置基準につきましては、引き続き国の動向等を踏まえ、適切に対応してまいります。

○とや委員 先ほどのご答弁では、重度の子供たちの割合が多いから人員配置しているんだと、基準を

設けているんだとおっしゃったじゃないですか。そうであるなら、知的や盲学校の寄宿舎にも重度重複学級に在籍する子供たちがたくさん入舎しているんだから、それに応じた配置基準が必要なんだと私は申し上げているんですよ。何でだめなんですか。もう一度お答えください。

○浅野人事部長 都の配置基準でございますけれども、都の配置基準は、国の標準法を踏まえてきておりまして、それに従った配置をしているところでございます。

したがって、基本的には、国の標準法を踏まえまして、それに従って対応していくということになってまいります。

### 都教委は「改善を国に要望している」つまり現状では不十分

○とや委員 国の標準法だということですが、でも、では、お聞きしたいんですが、寄宿舎指導員の定数について、国にはどんな要望をいらつしやいますか。お答えください。

○浅野人事部長 都教育委員会は、寄宿舎指導員を含め、教職員定数の改善を行うことを国に要望しております。

○とや委員 国には寄宿舎指導員の改善の要望をしているということですか。これはとても重要なこと

だと思えます。

同時に、つまり、都教委としても、現在の基準では不十分だとお考えになっているということですか。いかがでしょうか。

○浅野人事部長 都教育委員会といたしましては、あるべき定数のあり方を考えて提案しているところでございます。

○とや委員 あるべき定数のあり方を考えたら、今では足りないから、国に定数改善を要望しているということですか。実態を踏まえれば、そういうことになるとは思いません。

私は、今回国に定数改善を要望しているということを入られたことはすごく重要だと思うし、強くこれからも要望していただきたいなと思います。同時に、国も、昔と違って重度重複障害のお子さんが寄宿舎にたくさんいるということを踏まえた、現状に合った改善を行うべきだと思います。

### 重度重複障害、男女構成、土日開舎に対応した配置基準を

だけど、国がやらないから、だから都もやらないんだということではなくて、肢体不自由の場合に独自の基準を設けているのと同様に、他の障害種についても重度重複障害に対応した拡充をしていく。島しょ生の人数や舎生の男女構成、土曜日の開舎に対

応じた配置基準を設けて拡充するということを、ぜひ都独自にやっていただきたいと思います。

現状は、寄宿舎を廃止してきた経緯から、定数より多くの指導員が配置されています。それにもかかわらず、三人に一人は希望どおりの日数を泊まれておりません。人手が足りないから減らしてほしいと学校にいわれる状況があるわけですから、少なくとも、今いる指導員の人数は定数化する。さらに、新規採用もして、必要な人数をふやしていただきたいと思います。

寄宿舎の条件整備は、子供たちの教育を受ける権利を保障することです。ぜひ前向きに取り組んでいただきたいと思います。

### 島しよ生の就学奨励費は

### 飛行機も対象にするなど拡充が必要

次に、就学奨励費の改善です。

島しよから、寄宿舎生の二週間に一度の帰省ルールの押しつけが実態に合っていないと。子供たちと保護者の精神的、経済的負担になっていることは、町村会からも改善の要望があって、私たちも改善を求めてきました。今年度から、交通費や宿泊費の支給が充実されたことはとっても重要だし、歓迎したいと思えます。

まず、今年度の島しよ生の就学奨励費の拡充内容

はどのようなものなのか、改めて確認をいたします。また、関係者からの拡充の要望に対して十分な内容となっていると考えているのか、認識を伺います。

**○高木特別支援教育推進担当部長** 都教育委員会は、令和元年度から、肢体に不自由がない高等部の生徒が島へ帰省する場合の付添人の交通費や、帰省の際にやむを得ず宿泊する場合、一定額の範囲で本人と付添人の宿泊費を支給することといたしました。

就学奨励事業は国の制度であるため、都教育委員会は、国の法令などに基つき、特別支援学校へ就学するために必要な経費の一部を就学奨励費として適切に補助しております。

**○とや委員** 島しよからの生徒さんやそのご家族の皆さんからお話を伺っています。二週間ルールがある中で、島に帰るにしても、生徒が一人で電車と飛行機や船を乗り継いで帰るのは現実的ではなくて、保護者の送迎が必要なこと。また、島との往復も大変ですから、全員が島に帰るわけでもなくて、保護者が金曜日の午後から仕事を早退して島を出て、八王子まで子供を迎えに行つて、一緒に親戚の家やホテルなど、金曜日の夜から日曜日の夜まで三泊する。月曜日に寄宿舎に帰り、子供を送り届けて、またその足で島に帰るという生活をしていらつしやいます。そうした状況の中で、付添人の交通費、また宿泊費が支給されるようになったことは、私も

本当によかったと思っています。

同時に、その内容が十分かといいますと、先ほど適切に補助しているとお答えでしたが、実際には使える交通機関が決められる。先ほども出ていましたが、大島は飛行機なら二時間ですよ。だけど、船で行けば八時間かかる。船で八時間かけて行かなければならないという実情もあると伺っています。

しかも、本土内の移動も、学校が八王子で、飛行機なら飛行場が調布と近いのに、船だとターミナルが竹芝と非常に遠い。また、ホテルの宿泊費も一泊五千円で十分とはいえません。二週間に一回ですから時間も費用も本当に大変だと思います。拡充する必要があると思えますが、いかがでしょうか。

**○高木特別支援教育推進担当部長** 就学奨励事業



都立八王子高等学校と寄宿舎を視察する委員と、高木特別支援教育推進担当部長（2019年11月20日）

等に基づき、特別支援学校へ就学するために必要な経費の一部を就学奨励費として適切に補助しております。

島しょの特別な支援を必要とする児童生徒の保護者の負担軽減につきましては、実態を踏まえつつ検討してまいります。

○とや委員 実態を踏まえつつ検討していくというところで、拡充を検討してくださるということを確認したいと思います。

### 2週間ルール、発熱した場合の対応も実態に合っていない

さらに陳情でも、島しょ生や、金、土、日曜日、祝日の開舎に対応した配置基準を求めていらつしやいます。これも前に質問しましたので、長くは触れませんが、二週間ルールは学校で決めているとはいえ、学校も週末に開舎できるだけの職員配置がないと、舎に残ってもいいですよとはいえないわけです。

二週間ルールで土日の開舎が隔週の今ですら、八王子盲学校は定数より四人多く配置しています。都教委として改善を要望したいと思います。

発熱した場合に帰省を求める、この問題についても前回取り上げさせていただきました。お迎えに来る保護者の負担、これはもとより、子供本人にとつ

ても、病気で熱があるのに電車や飛行機、船を乗り継いで島に帰るとするのは、大変体の負担が重たいです。病状が悪化しかねない対応だと思いますので、医療と連携した対応や休養できる場所の確保なども、二週間ルールの改善とあわせて、改めてお願いしたいと思います。

### 専攻科の寝具の購入は就学奨励費の対象に 通学時間60分以上は寄宿舎の対象に

また、寄宿舎にかかわる就学奨励費ということで、小学部から高等部までは寝具の購入費も就学奨励費の対象となっています。先ほどご説明をお聞きしてわかりました。

しかし、専攻科では対象外だと聞いています。就学奨励事業において、専攻科では寝具の購入費が認められていない理由について伺います。また、専攻科でも当然寝具は必要ですから、対象にすべきだと思いますが、いかがですか。

○高木特別支援教育推進担当部長 就学奨励事業は国の制度であるため、都教育委員会は、国の法令などに基づき、特別支援学校へ就学するために必要な経費の一部を就学奨励費として適切に補助しております。

○とや委員 国の法令に基づいているということですが、高等部から専攻科に進学する生徒さんであ

れば、高等部時代に購入した寝具をそのまま使うことができるとはなりません。

しかし、例えば、大人になってから失明して、あんまとか、はり、きゆうの資格を取ろうと専攻科に入学する方もいらつしやるわけです。就学奨励費の中でも専攻科の生徒さんに支給される費用もあるのに、寝具はなぜ対象外なのかと大変不思議に思っています。専攻科の生徒さんが安心して学べるように、こうした費用も対象にさせていただくことも要望しておきたいと思えます。

最後に、入舎基準の九十分以上の通学時間を六十分以上にすることも陳情項目としていただいています。これについては、都教委は、スクールバスの乗車時間を六十分以内にすることを目標にしているわけですから、六十二分以上かかる方は、希望すれば寄宿舎に入れるようにするのは当然のことだと思えます。

したがって、この陳情については全部採択することを主張して、質問を終わります。ありがとうございました。

ご意見・ご要望をお寄せください

2020年10月

日本共産党東京都議会議員団

163-8001 新宿区西新宿2-8-1 都議会内

TEL : 03(5320)7270 / FAX : 03(5388)1790

HP : <http://www.jcptogidan.gr.jp/>